

第8回不法盛土への対処方策検討ワーキンググループ 議事概要

日時：令和5年3月24日(金) 14:00~16:00

場所：中央合同庁舎3号館6階 局議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 不法盛土への対処方策

- ・事務局より「資料2：不法盛土への対処方策」について説明後、以下のとおり質疑応答。

【勧告・改善命令の要件】

○行政手続条例に意見公募手続規定を定め、審査基準や処分基準をパブリックコメントにかけることを要する自治体がある。この場合、ガイドラインに記載されている処分基準等を採用すると自治体が判断した際、本ガイドラインは法の施行と同時に公開されることから、事前にパブリックコメントができないため、条例違反として問題になるのではないかと。審査基準を位置付けていない状態で不許可処分をすると違法になるリスクがある。位置づけまでフォローした方がよい。

⇒ガイドラインは法の施行と同時に技術的助言として公表するが、自治体による調査区域の指定が必要となるため、規制をかけるまでに一定の時間を要する。記載箇所については検討する。

○判断する要素の盛土等の状況に関して、「崩落発生のおそれがある」場合は勧告に分類されているが、「おそれがある」にも関わらず勧告でよいのか。調査未実施にもかかわらず、「おそれがある」と誰が判断したのか。「おそれがある」という表現は誤解を与えるため、「おそれが大きいとは言えない」でひとくくりに記載した方がよい。法律の立て付け通りに区分けした方がいいのではないかと。

⇒表現の仕方を検討する。

○土地所有者等の異議がないことの確認は第1順位までの調査で足りるという運用について、盛土規制法の政省令では位置づけられていないが、他の共有者は無視して、配偶者と子のみを確認して先に進んで良いという整理は法律上問題ないか。法的根拠がなく、ガイドラインでの運用という整理で自治体が判断に踏み切れるか疑問である。

⇒盛土規制法において、土地所有者が見つからないということは、関わっていないことがほとんどであるが、形式上異議がないことを確認する必要がある。災害の発生が切迫しているなかで、探索に時間がかかると災害防止の目的を達成できない。また、土地所有者にとって、自分の土地が安全になることは権利侵害にならないと考えている。災害防止の必要性和権利侵害の度合いの観点から今の整理をしていることを、自治体に丁寧に説明して、災害防止のため、行政処分の実施に躊躇してしまわないよう指導していきたい。

【行政処分の承継】

○行政処分の実施に当たって対人処分であるか対物処分であるかの判断を自治体に委ねることは厳しく、混乱する可能性があるため、国として一定の判断を示せないか。また、盛土規制法では、行政処分した場合の公示制度の規定がないため、新しい土地所有者が知らなかった場合等、売買において潜在的なリスクがあることが将来的な課題である。

⇒個々の状況で判断せざるを得ないと考えている。命令内容が変わるかどうかで承継されるかの判断が異なるため、命令の内容で判断することをガイドラインに記載したい。公示制度についての法律上の規定はないが、ガイドラインに行政処分したことを公表するよう記載しているため、一定程度は公表されると考えている。また、命令書に、「売買等で引き継ぐ場合には、命令が出ていることを次の土地を引き継ぐ者に伝える旨」を記載することについても検討したい。

(2) 不法・危険盛土等対処方策ガイドライン（案）

- ・事務局より「資料3：不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン（案）」について説明。

○警察との連携について、各県警に周知するのか。

⇒警察庁と調整した上での記載である。今後、警察庁が各都道府県の警察に周知する予定である。

○ドローンの活用などは、予算等の関係から実施困難な自治体もある。手法の一例という記載にしてほしい。

⇒ガイドラインは技術的助言であるため、必ずしも行わなければならないものではない。ガイドラインを参考にして手法を判断していただくことになる。

○本ガイドラインは発覚後の対処方法を示しているが、熱海のような災害を二度と起こさないという未然防止の必要性も強く周知してほしい。

⇒未然防止の必要性を強調するよう検討する。

○ガイドラインに記載する緊急対応については、法律に定めがないため、ガイドラインの入りの書き方が他のところより難しい。注意して確認したい。

⇒注意して記載する。

(3) 今後のスケジュール

・事務局より「資料5：不法盛土への対処方策検討ワーキンググループ 開催予定」について説明。

3. 閉 会

以上